



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年11月30日火曜日 第2223号外2

◇ 目 次 ◇

人事委員会規則

平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を廃止する規則..... 1

平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則..... 1

職員の給与の支給等に関する規則及び教育職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... 3

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則..... 4

期末手当及び勤労手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則... 6

農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則... 7

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則..... 7

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規

則の一部を改正する規則.....16

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則.....17

職員の給与に関する条例附則第13項の規定による給料及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....19

職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則.....20

職員の高齢者部分休業に関する規則の一部を改正する規則.....21

公営企業管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程.....21

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程.....21

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1095

平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

愛媛県人事委員会委員長 稲瀬道和

平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を廃止する規則

平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 1075）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1096

平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

愛媛県人事委員会委員長 稲瀬道和

平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

（減額改定対象職員となった者の改正条例附則第2項第1号の給料等の月額算定の基準となる日の特例）

第1条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第50号。以下「改正条例」という。）附則第2項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成22年4月1日から同年12月1日（同月に支給する期末手当について改正条例第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）第19条第1項後段若しくは第21条第5項の規定又は改正条例第3条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。）第19条第1項後段若しくは第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間の全期間が職員（職員給与条例第20条及び附則第3項、教育職員給与条例附則第3項並びに特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号）第1条に規定する職員並びに愛媛県教育委員会教育長を除く。以下同じ。）として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

- (1) 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年愛媛県条例第38号）の適用を受ける職員
- (2) 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）の適用を受ける職員
- (3) 愛媛県教育委員会教育長
- (4) 特別職に属する愛媛県職員
- (5) 国家公務員
- (6) 公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。）
- (7) 他の地方公共団体の職員
- (8) 退職派遣者（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第12条第1号に規定する退職派遣者をい

う。)

(9) 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)の役員又は職員

2 改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める日は、平成22年4月2日(同日から基準日までの期間において新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。))がある場合は当該日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から基準日までの期間における減額改定対象職員(改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。))となった日のうち最も早い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第2項第1号の月数の算定)

第2条 改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 職員として在職しなかった期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成22年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第1項第1号又は第2号に掲げる者(以下この号及び第4条において「企業職員等」という。)であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち企業職員等として勤務した期間(以下この条において「特定企業職員等期間」という。)を除く。)

(2) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、専従休職期間(法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)第2条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)、育児短時間勤務等期間(地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び同法第17条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。))若しくは自己啓発等休業期間(法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。))又は特定企業職員等期間におけるこれらに相当する期間

(3) 停職期間(法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。))又は特定企業職員等期間におけるこれに相当する期間

(4) 職員給与条例第13条、教育職員給与条例第14条、職員の育児休業等に関する条例(平成4年愛媛県条例第2号)第23条、職員の修学部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第2号)第3条第1項、職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第3号)第3条第1項、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第3条第3項若しくは教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号)第4条第3項の規定により給与を減額された期間若しくは法第38条第1項の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間又は特定企業職員等期間におけるこれらに相当する期間

(5) 職員給与条例第12条若しくは教育職員給与条例第13条の規定により給与を減額された期間又は特定企業職員等期間におけるこれに相当する期間

(6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間又は特定企業職員等期間におけるこれに相当する期間

2 改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成22年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる期間のある月

(2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月(前号に該当する月を除く。)であって、その月について支給された給料の額(特定企業職員等期間のある月にあっては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.28を乗じて得た額(第5条において「附則第2項第1号基礎額」という。)に満たないもの

(改正条例附則第2項第2号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第3条 改正条例附則第2項第2号の人事委員会規則で定める者は、平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者(当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第1条第1項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。))以外の者とする。

(企業職員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例)

第4条 改正条例附則第3項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める者は、企業職員等とする。

2 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

3 改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、企業職員等に係る給与に関する規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、企業職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみな

す。

(端数計算)

第5条 附則第2項第1号基礎額又は改正条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1097

職員の給与の支給等に関する規則及び教育職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の給与の支給等に関する規則及び教育職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 0)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(この規則の目的)	(この規則の目的)
第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「条例」という。)第5条、第14条、第15条第2項本文、第21条の4第1号及び第22条並びに附則第16項の規定に基づき、職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。	第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「条例」という。)第5条、第14条、第15条第2項本文、第21条の4第1号及び第22条_____の規定に基づき、職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(端数計算)	(端数計算)
第16条 省略	第16条 省略
第16条の2 条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員について、同項各号に掲げる給与の額から当該各号に定める額に相当する額を減じた額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。	
第16条の3 省略	第16条の2 省略
第20条の3 省略	第20条の3 省略
(給与期間の中途において特定職員となつた場合等の給料の日割計算)	
第20条の4 職員が55歳に達した日後における最初の4月1日後における給与期間の中途において、特定職員(条例附則第15項に規定する特定職員をいう。以下この条において同じ。)以外の者から特定職員となり、又は特定職員から特定職員以外の者となつた場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。	

(教育職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員の給与の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 60)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(この規則の目的)	(この規則の目的)
第1条 この規則は、教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「条例」という。)第20条の4第1号及び第21条並びに附則第14項の規定に基づき、教育職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。	第1条 この規則は、教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「条例」という。)第20条の4第1号及び第21条_____の規定に基づき、教育職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 6 条 省略

(給与期間の中途において特定教育職員となつた場合等の給料の
日割計算)

第 7 条 職員が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後におけ
る給与期間の中途において、特定教育職員 (条例附則第13項に規
定する特定教育職員をいう。以下この条において同じ。) 以外の
者から特定教育職員となり、又は特定教育職員から特定教育職員
以外の者となつた場合におけるその給与期間の給料は、日割計算
により支給する。

第 8 条 省略

第 6 条 省略

第 7 条 省略

附 則

この規則は、平成22年12月 1 日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1098

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第 1 条 管理職手当に関する規則 (愛媛県人事委員会規則 7 - 68) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和33年10月 1 日から適用する。</p> <p>2 当分の間、職員の給与に関する条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に支給する管理職手当は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から当該額に100分の 1 を乗じて得た額に相当する額を減じた額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和33年10月 1 日から適用する。</p>

(教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第 2 条 教育職員の管理職手当に関する規則 (愛媛県人事委員会規則 7 - 390) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和47年 1 月 1 日から適用する。</p> <p>2 当分の間、条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される教育職員に支給する管理職手当は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から当該額に100分の 1 を乗じて得た額に相当する額を減じた額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和47年 1 月 1 日から適用する。</p>

(管理職手当に関する規則及び教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 3 条 管理職手当に関する規則及び教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (愛媛県人事委員会規則 7 - 1042) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

附 則

(経過措置)

3 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第18条の2又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第17条の3の規定により管理職手当を支給する職を占める職員のうち、新管理職手当規則第3条又は第2条の規定による改正後の教育職員の管理職手当に関する規則(以下「新教育職員管理職手当規則」という。)第3条の規定による管理職手当が経過措置基準額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(教育職員の給与に関する条例第2条に規定する教育職員(以下「教育職員」という。))を除く。以下この項において同じ。))又は同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては当該経過措置基準額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を、同法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教育職員にあっては当該経過措置基準額に教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額)に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(職員の給与に関する条例附則第15項又は教育職員の給与に関する条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額から当該額に100分の1を乗じて得た額に相当する額を減じた額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

(1)~(4) 省略

5 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年愛媛県条例第50号)の施行の日において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者に係る前項各号の規定の適用については、同項第1号中「その者が受けていた」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年愛媛県条例第50号。以下「平成22年改正条例」という。))第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号。以下「改正後の平成17年改正条例」という。))附則第7項から第9項までの規定(平成22年改正条例第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例附則第15項又は平成22年改正条例第3条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の改正後の平成17年改正条例附則第7項から第9項までの規定とする。以下この項において同じ。))を適用したとしたならばその者が受けることとなる」とし、同項第2号中「その者が受

改 正 前

附 則

(経過措置)

3 職員の給与に関する条例_____第18条の2又は教育職員の給与に関する条例_____第17条の3の規定により管理職手当を支給する職を占める職員のうち、新管理職手当規則第3条又は第2条の規定による改正後の教育職員の管理職手当に関する規則(以下「新教育職員管理職手当規則」という。)第3条の規定による管理職手当が経過措置基準額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(教育職員の給与に関する条例第2条に規定する教育職員(以下「教育職員」という。))を除く。以下この項において同じ。))又は同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては当該経過措置基準額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を、同法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教育職員にあっては当該経過措置基準額に教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額)に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(_____その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

(1)~(4) 省略

5 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年愛媛県条例第61号)の施行の日において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者に係る前項各号の規定の適用については、同項第1号中「その者が受けていた」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年愛媛県条例第61号_____)第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号。以下「改正後の平成17年改正条例」という。))附則第7項から第9項までの規定_____を適用したとしたならばその者が受けることとなる」とし、同項第2号中「その者が受

けていた」とあるのは「改正後の平成17年改正条例附則第7項から第9項までの規定を適用したとしたならばその者が受けることとなる」とし、同項第3号中「適用した」とあるのは「適用したもものとして、改正後の平成17年改正条例附則第7項から第9項までの規定を適用した」とし、同項第4号中「降格した」とあるのは「降格したもものとして、改正後の平成17年改正条例附則第7項から第9項までの規定を適用した」とし、同項第5号中「適用した」とあるのは「適用したもものとして、改正後の平成17年改正条例附則第7項から第9項までの規定を適用した」とする。

けていた」とあるのは「改正後の平成17年改正条例附則第7項から第9項までの規定を適用したとしたならばその者が受けることとなる」とし、同項第3号中「適用した」とあるのは「適用したもものとして、改正後の平成17年改正条例附則第7項から第9項までの規定を適用した」とし、同項第4号中「降格した」とあるのは「降格したもものとして、改正後の平成17年改正条例附則第7項から第9項までの規定を適用した」とし、同項第5号中「適用した」とあるのは「適用したもものとして、改正後の平成17年改正条例附則第7項から第9項までの規定を適用した」とする。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1099

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 204）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の81以上100分の130以下</u>（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の107以上100分の170以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の71.5以上100分の81未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の94.5以上100分の107未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の62</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の82</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の62未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の82未満</u>）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の130</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の87以上100分の140以下</u>（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の113以上100分の180以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の77以上100分の87未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の100以上100分の113未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の67</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の87</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の67未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の87未満</u>）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の140</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。</p>

<p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の30超</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の40超</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の30</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の40</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の30未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の40未満</u>)</p> <p>2 省略</p>	<p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の35超</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の45超</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の35</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の45</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の35未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の45未満</u>)</p> <p>2 省略</p>
---	---

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1100

農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 225）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「条例」という。）第18条の5及び第22条並びに<u>附則第16項の規定に基づき、農林漁業普及指導手当の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>第 5 条 省略</p> <p><u>（条例附則第15項第4号に定める額の日割計算）</u></p> <p>第 6 条 <u>職員が55歳に達した日後における最初の4月1日後における給与期間の途中において、特定職員（条例附則第15項に規定する特定職員をいう。以下この条において同じ。）以外の者から特定職員となり、又は特定職員から特定職員以外の者となつた場合におけるその給与期間の同項第4号に定める額は、日割りによつて計算した額とする。</u></p> <p>別記様式（第5条関係） <u>農林漁業普及指導手当支給確認明細書</u></p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px 0;"></div> <p>備考</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 <u>支給額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられた農林漁業普及指導手当の額を記入すること。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「条例」という。）第18条の5及び第22条_____の<u>規定に基づき、農林漁業普及指導手当の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>第 5 条 省略</p> <p>別記様式（第5条関係）_____</p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px 0;"></div> <p>備考</p> <p>1～3 省略</p>

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1101

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 368）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に平成21年度減額改定対象職員(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年愛媛県条例第61号)附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。次条第3項第2号において同じ。))であつた者に限る。)前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年愛媛県条例第61号。以下この項において「平成21年改正条例」という。))の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成21年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた扶養手当」とする。</p> <p>(5) 前項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に平成22年度減額改定対象職員(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年愛媛県条例第50号)附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。次条第3項第3号において同じ。))であつた者に限る。)前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「<u>係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年愛媛県条例第50号。以下この項において「平成22年改正条例」という。))の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成22年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた扶養手当」とする。</u></p> <p>4 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)以外の職員であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た</p>	<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に減額改定対象職員(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年愛媛県条例第61号)附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。次条第3項第2号において同じ。))であつた者に限る。)前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年愛媛県条例第61号。以下この項において「平成21年改正条例」という。))の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成21年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた扶養手当」とする。</p> <p>4 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)以外の職員であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た</p>

数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは「を当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項（前項第1号から第3号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額」とあるのは、「給料の月額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは「を当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする。

（特勤勤務手当に準ずる手当）

第4条 省略

2 条例第11条の3第1項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び附則第11項から第13項までにおいて同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額（附則第11項において「異動等の日の給料等の合計額」と

数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号 _____ の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは「を当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項（前項第1号から第3号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額」とあるのは、「給料の月額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額」と、前項第4号 _____ の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号 _____ の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは「を当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする。

（特勤勤務手当に準ずる手当）

第4条 省略

2 条例第11条の3第1項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条 _____ において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額 _____

いう。)に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

省略

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に平成21年度減額改定対象職員であつた者に限る。)前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年愛媛県条例第61号。以下この項において「平成21年改正条例」という。)の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成21年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた扶養手当」とする。

(3) 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に平成22年度減額改定対象職員であつた者に限る。)前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年愛媛県条例第50号。以下この項において「平成22年改正条例」という。)の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成22年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた扶養手当」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員以外の職員であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第2号又は第3号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を

_____に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

省略

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に減額改定対象職員_____であつた者に限る。)前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年愛媛県条例第61号。以下この項において「平成21年改正条例」という。)の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成21年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた扶養手当」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員以外の職員であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第2号_____の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を

同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの第2項(前項第1号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「受けていた給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「受けていた給料の月額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額合計額」と、前項第2号又は第3号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第2号又は第3号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする。

(端数計算)

第6条 第3条若しくは附則第8項の規定による特勤手当の月額又は第4条第2項若しくは附則第11項の規定による特勤手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつてこれらの給与の月額とする。

附 則

7 省略

8 当分の間、次の各号に掲げる職員の特勤手当の月額は、第3条の規定にかかわらず、同条第1項の特勤手当基礎額に、別表第1の級別区分欄に掲げる公署の級別に応じ、同項に定める級別ごとの支給割合を乗じて得た額から、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減じた額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の21を乗じて得た額(条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支

同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの第2項(前項第1号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「受けていた給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「受けていた給料の月額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額合計額」と、前項第2号 _____ の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第2号 _____ の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする。

(端数計算)

第6条 第3条 _____ の規定による特勤手当の月額又は第4条第2項 _____ の規定による特勤手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつてこれらの給与の月額とする。

附 則

7 省略

給される職員にあつては、当該額から、その者の給料月額に100分の21を乗じて得た額に100分の1を乗じて得た額（最低号給に達しない場合（同項第1号に規定する最低号給に達しない場合をいう。以下同じ。）にあつては、給料月額減額基礎額（同項第1号に規定する給料月額減額基礎額をいう。以下同じ。）に100分の21を乗じて得た額）を減じた額）を超えるときは、当該額とする。

(1) 第3条第2項各号に定める日において条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されていた職員（第3号に掲げる職員を除く。）当該職員の同日に受けていた給料月額の2分の1に相当する額に、別表第1の級別区分欄に掲げる公署の級別に応じ、同条第1項に定める級別ごとの支給割合を乗じて得た額に100分の1を乗じて得た額（同日において最低号給に達しない場合にあつては、同日における給料月額減額基礎額の2分の1に相当する額に当該支給割合を乗じて得た額）

(2) 現に条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（次号に掲げる職員を除く。）当該職員の給料月額の2分の1に相当する額に、別表第1の級別区分欄に掲げる公署の級別に応じ、第3条第1項に定める級別ごとの支給割合を乗じて得た額に100分の1を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額の2分の1に相当する額に当該支給割合を乗じて得た額）

(3) 第3条第2項各号に定める日において条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されていた職員であつて、現に同項の規定により給与が減ぜられて支給されるもの 前2号に定める額の合計額

9 第3条第2項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に特定職員（条例附則第15項に規定する特定職員をいう。以下同じ。）であつて、その日が当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後の日であるものに限る。）は、当該各号に定める日において条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項第1号中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第50号。以下この号において「平成22年改正条例」という。）の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、「同条第1項」とあるのは「第3条第1項」と、「同日において」とあるのは「当該各号に定める日において、同日に係る給料月額について平成22年改正条例の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合に」と、「同日における」とあるのは「当該各号に定める日に係る給料月額について平成22年改正条例の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

10 次の各号に掲げる職員に対する附則第8項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、第3条第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 附則第8項第1号中「給料月額の」とあるのは「給料月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められ

たその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額」と、「同条第1項」とあるのは「第3条第1項」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を同日における同条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額」と、前項の規定により読み替えて適用する同号中「給料月額」とあるのは「給料月額を当該各号に定める日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額」と、「当該各号に定める日において」とあるのは「同日において」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を当該各号に定める日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、第3条第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 附則第8項第1号（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料月額」とあるのは「給料月額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」と、同号中「同条第1項」とあるのは「第3条第1項」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額に同条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」と、前項の規定により読み替えて適用する同号中「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、第3条第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 附則第8項第1号中「給料月額」とあるのは「給料月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額」と、「同条第1項」とあるのは「第3条第1項」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を同日における同条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を

同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額」と、前項の規定により読み替えて適用する同号中「給料月額」とあるのは「給料月額を当該各号に定める日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額」と、「当該各号に定める日において」とあるのは「同日において」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を当該各号に定める日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額」とする。

11 当分の間、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員であつた者の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、第4条の規定にかかわらず、異動等の日の給料等の合計額に、同条第2項の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額から、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日を受けていた給料月額に当該支給割合を乗じて得た額に100分の1を乗じて得た額（同日において最低号給に達しない場合にあつては、同日における給料月額減額基礎額に当該支給割合を乗じて得た額）に相当する額を減じた額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額（条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額から、その者の給料月額に100分の6を乗じて得た額に100分の1を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に100分の6を乗じて得た額）を減じた額）を超えるときは、当該額）とする。

12 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に特定職員であつて、その日が当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後の日であるものに限る。）は、当該異動又は公署の移転の日において条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第50号。以下この項において「平成22年改正条例」という。）の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、「同日において」とあるのは「条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において、同日に係る給料月額について平成22年改正条例の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合に」と、「同日における」とあるのは「同項に規定する異動又は公署の移転の日に係る給料月額について平成22年改正条例の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

13 次の各号に掲げる職員に対する附則第11項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 附則第11項中「給料月額に当該」とあるのは「給料月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該」と、「給料月額減額基礎額に当該」とあるのは「給料月額減額基礎額を同日における同項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該」と、前項の規定により読み替えて適用する附則第11項中「給料月額に当該」とあるのは「給料月額を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該」と、「条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において」とあるのは「同日において」と、「給料月額減額基礎額に当該」とあるのは「給料月額減額基礎額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 附則第11項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料月額に当該」とあるのは「給料月額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額に当該」と、附則第11項中「給料月額減額基礎額に当該」とあるのは「給料月額減額基礎額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額に当該」と、前項の規定により読み替えて適用する附則第11項中「給料月額減額基礎額に当該」とあるのは「給料月額減額基礎額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額に当該」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規

定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 附則第11項中「給料月額に当該」とあるのは「給料月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額に当該」と、「給料月額減額基礎額に当該」とあるのは「給料月額減額基礎額を同日における同項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額に当該」と、前項の規定により読み替えて適用する附則第11項中「給料月額に当該」とあるのは「給料月額を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額に当該」と、「条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において」とあるのは「同日において」と、「給料月額減額基礎額に当該」とあるのは「給料月額減額基礎額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額に当該」とする。

別表第1 特地公署（第2条、第3条、附則第8項関係）

省略

別表第1 特地公署（第2条、第3条 _____ 関係）

省略

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1102

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 714）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>4 省略</p> <p>（給与が減ぜられて支給される一般の派遣職員の給与の特例）</p> <p>5 当分の間、派遣の日の前日において職員の給与に関する条例附則第15項又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員であつた者（条例第3条第1項の規定により一般の派遣職員の</p>	<p>附 則</p> <p>4 省略</p>

8 項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に改正前の初任給規則第24条及び第25条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が平成17年改正条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級））に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、改正前の初任給規則第23条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給規則第36条の2、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年愛媛県条例第5号）による改正前の職員の育児休業等に関する条例第6条又は平成17年改正条例第7条の規定による改正前の公益法人等への職員の派遣等に関する条例第6条若しくは第16条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に算出率（職員給与条例第4条第12項及び教育職員給与条例第8条に規定する算出率をいう。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
イ 省略
- (5) 再任用職員異動をした場合 平成17年改正条例第1条の規定による改正前の職員給与条例別表第1から別表第5までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額又は平成17年改正条例第2条の規定による改正前の教育職員給与条例別表第1及び別表第2の給料表の再任用教育職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（当該再任用職員異動後に法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、職員勤務時間等条例第11条第1項の規定又は教育職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））
- (6) 省略
- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、

8 項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に改正前の初任給規則第24条及び第25条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が平成17年改正条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級））に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、改正前の初任給規則第23条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給規則第36条の2、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年愛媛県条例第5号）による改正前の職員の育児休業等に関する条例第6条又は平成17年改正条例第7条の規定による改正前の公益法人等への職員の派遣等に関する条例第6条若しくは第16条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に算出率（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第4条第12項及び教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第8条に規定する算出率をいう。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
イ 省略
- (5) 再任用職員異動をした場合 平成17年改正条例第1条による改正前の職員の給与に関する条例別表第1から別表第5までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額又は平成17年改正条例第2条による改正前の教育職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の再任用教育職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（当該再任用職員異動後に法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、職員勤務時間等条例第11条第1項の規定又は教育職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））
- (6) 省略
- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、

特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（職員給与と条例附則第15項又は教育職員給与と条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99を乗じて得た額）を、平成17年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

3 省略

（平成17年改正条例附則第9項の規定による給料の支給）

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあってはあらかじめ人事委員会の承認を得て定める額とし、当該職員以外の職員のうち、平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者及び同日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者となることとなるもの）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.65を乗じて得た額とし、同日において減額改定対象職員以外の職員である者にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。第3項において同じ。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（職員給与と条例附則第15項又は教育職員給与と条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99を乗じて得た額）を、平成17年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

2・3 省略

（端数計算）

第6条 職員給与と条例附則第15項又は教育職員給与と条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員について、平成17年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもってこれらの規定による給料の額とする。

第7条 省略

特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額 _____ を、平成17年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

3 省略

（平成17年改正条例附則第9項の規定による給料の支給）

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあってはあらかじめ人事委員会の承認を得て定める額とし _____、平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員（当該人事委員会の定める職員を除く。）である者 _____ にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.82を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） _____ とする。第3項において同じ。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額 _____ を、平成17年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

2・3 省略

第6条 省略

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1104

職員の給与に関する条例附則第13項の規定による給料及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の給与に関する条例附則第13項の規定による給料及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例附則第13項の規定による給料及び管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 1052）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（人事委員会規則で定める額）	（人事委員会規則で定める額）
第3条 省略	第3条 省略

1 時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

1 時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

附 則

この規則は、平成22年12月 1 日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則12 - 61

職員の高齢者部分休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の高齢者部分休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の高齢者部分休業に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 - 51）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（給与の減額）</p> <p>第 4 条 条例第 3 条第 1 項（<u>条例附則第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。</u>）の規定により減額すべき給与額（以下「減額すべき給与額」という。）は、その給与期間の勤務しなかった全時間数によって計算する。この場合において、1 時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1 時間とし、30分未満のときは切り捨てる。</p>	<p>（給与の減額）</p> <p>第 4 条 条例第 3 条第 1 項 _____ の規定により減額すべき給与額（以下「減額すべき給与額」という。）は、その給与期間の勤務しなかった全時間数によって計算する。この場合において、1 時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1 時間とし、30分未満のときは切り捨てる。</p>

附 則

この規則は、平成22年12月 1 日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第 8 号

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成22年11月30日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>（管理職手当の特例）</p> <p>4 当分の間、第 9 条の規定によりその例によることとされる職員に適用される一般職給与条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の管理職手当は、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該額に100分の 1 を乗じて得た額に相当する額を減じた額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（管理職手当の特例）</p> <p>4 第 5 条の規定により管理職手当を支給される職員（給料月額が100分の20以上の管理職手当を支給される職員に限る。）の管理職手当の月額、平成14年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までの間に限り、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額からその100分の 5 に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同条の規定による額とする。</p>

附 則

この管理規程は、平成22年12月 1 日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第 9 号

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成22年11月30日

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程（平成18年愛媛県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（給料月額の特例）</p> <p>第2条 職員の給料月額（企業職員給与規程第9条の規定又は特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされる職員又は特定任期付職員に適用される職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号。以下「一般職給与改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額）は、企業職員給与規程第2条から第4条までの規定、特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされている職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「一般職員給与条例」という。）第3条から第4条の2までの規定、一般職給与改正条例附則第7項から第9項までの規定又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「一般職任期付職員条例」という。）第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（企業職員給与規程第9条の規定によりその例によることとされる職員に適用される一般職員給与条例附則第15項の規定により給与が減ざられて支給される職員にあっては、当該額から同項第1号に定める額を減じて得た額）から当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額及び手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>(1) 企業職員給与規程第6条の2の規定により期末手当及び勤労手当について一般職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員の例によることとされる職員 <u>100分の1</u></p> <p>(2) 企業職員給与規程第5条の規定により管理職手当の支給を受けるべき職にある職員（前号に掲げる職員を除く。）及び特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされる特定任期付職員に適用される一般職任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（その号給が3号給又は4号給であるものに限る。） <u>100分の0.5</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、同項の規定の適用を受ける職員であって、<u>企業職員給与規程第9条の規定によりその例によることとされる職員に適用される一般職員給与条例附則第15項の規定により給与が減ざられて支給されるものに対する給料の支給については、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p style="text-align: center;">（給料の調整額の特例）</p> <p>第3条 職員の給料の調整額の額は、企業職員給与規程附則第5項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に、<u>前条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の調整額については、この限りでない。</u></p>	<p style="text-align: center;">（給料月額の特例）</p> <p>第2条 職員の給料月額（企業職員給与規程第9条の規定又は特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされる職員又は特定任期付職員に適用される職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号。以下「一般職給与改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額）は、企業職員給与規程第2条から第4条までの規定、特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされている職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「一般職員給与条例」という。）第3条から第4条の2までの規定、一般職給与改正条例附則第7項から第9項までの規定又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「一般職任期付職員条例」という。）第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額</p> <p>_____から当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額及び手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>(1) 企業職員給与規程第6条の2の規定により期末手当及び勤労手当について一般職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員の例によることとされる職員 <u>100分の6</u></p> <p>(2) 企業職員給与規程第5条の規定により管理職手当の支給を受けるべき職にある職員（前号に掲げる職員を除く。）及び特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされる特定任期付職員に適用される一般職任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（その号給が3号給又は4号給であるものに限る。） <u>100分の4.5</u></p> <p>(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 <u>100分の0.5</u></p> <p style="text-align: center;">（給料の調整額の特例）</p> <p>第3条 職員の給料の調整額の額は、企業職員給与規程附則第5項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に、<u>前条各号</u> _____に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の調整額については、この限りでない。</p>

附 則

この管理規程は、平成22年12月 1 日から施行する。